

公益社団法人鹿児島県茶業会議所役員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県茶業会議所（以下「茶業会議所」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当及び旅費（交通費、日当、宿泊費をいう。以下同じ）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 茶業会議所は、専務理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 専務理事には、月額379千円以内の役員報酬を支給することとし、報酬の額は理事会で定める。

3 役員には、役員賞与を支給しない。

4 役員の退職に当たっては、その任期に応じ第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(役員報酬の支給方法)

第4条 役員報酬の支給方法、支給日並びに役員報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規則（以下「給与規則」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金の額は、役員退任慰労金支給規程に基づき決定する。

(費用)

第6条 茶業会議所は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用には、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 役員には、給与規則及び旅費規則に基づき次の費用を支給する。

- (1) 茶業会議所を主たる勤務場所とする専務理事に対しては通勤手当
- (2) 役員に対しては旅費

(公表)

第7条 茶業会議所は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会頭が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記日から施行する。(平成25年2月6日理事会議決)
- 2 この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月20日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年5月1日から施行する。